

## 小松市止水板等設置補助金交付要綱

### (補助金の交付)

第1条 この要綱は、浸水による被害を軽減し、安心して安全なまちづくりを推進するため、小松市止水板等設置補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、補助金の交付に関し小松市補助金交付規則（昭和45年小松市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、次項に規定する区域内における住宅、マンション、店舗、事務所等（これらの敷地内にある駐車場を含む。以下「対象住宅等」という。）において使用する止水板（建物等の出入口等に設置して浸水を防除する設備であって次の全ての要件を満たすものをいう。以下同じ。）の設置とする。

- (1) 金属等の浸水に耐え得る材質でできていること。
- (2) 取外し又は移動が可能なこと。
- (3) 繰り返し使用が可能なものであること。
- (4) 止水板等として販売されている製品であること。

2 前項に規定する区域とは、小松市洪水ハザードマップの浸水想定区域又は過去の浸水による被害の状況を勘案し、浸水による被害の軽減のため止水板等設置が必要な区域として市長が特に認めた区域をいう。ただし、次の区域を除く。

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定による災害危

険区域

3 第1項の規定にかかわらず、次に該当するときは、補助金の交付対象事業としない。

(1) 対象住宅等が過去に補助金の交付を受けたものであるとき。

(2) 対象住宅等が販売を目的としたものであるとき。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、対象住宅等の所有者又は使用者とする。ただし、対象住宅等の所有者又は使用者が国、公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）、その他国又は地方公共団体の設立、出資等に係る法人（以下「公共団体等」という。）又は、政治活動宗教活動であるときを除く。

2 次の者は、前項の規定にかかわらず補助金の交付対象となる者としな

(1) 市税等を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると市長が認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、次のとおりとする。

(1) 止水板の購入に係る経費

(2) 止水板の設置に係る工事費（補助金の交付対象となる者が自ら当該工事を実施する場合を除く。）

2 前項の補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

ただし、申請者が次のいずれかの者であるときは、消費税及び地方消費税を含むものとする。

- (1) 個人事業者ではない個人
- (2) 消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者とならない事業者
- (3) 簡易課税事業者
- (4) 消費税法別表第3に掲げる法人  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てた額）とする。

2 補助金の交付限度額は、50万円とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業着手前までに、小松市止水板等設置補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請地の位置図
- (2) 止水板等設置及び保管場所の平面図
- (3) 止水板等構造図（仕様書、パンフレット等）
- (4) 第4条に規定する補助対象事業の見積書
- (5) 建物の登記事項証明書、住民票等、対象建物等の所有者又は使用者であることが確認できる書類
- (6) 止水板等を設置しようとする場所の写真
- (7) 小松市税の納税証明書の原本（「市税について滞納がない旨」の証明書）
- (8) その他市長が必要とする書類

(交付決定等)

第7条 市長は、申請書の提出があったときは、当該申請書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地確認により、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をし、その旨を小松市止水板等設置補助金交付決

定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の審査により、補助金を交付することが不相当と認めるときは、補助金を交付しない旨の決定をし、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（変更の承認等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）が完了するまでの間に申請の内容に著しい変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合は、遅滞なく、小松市止水板等設置補助金交付変更（中止）申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

- 2 自然災害その他やむを得ないと認められる事情により、補助事業が前条第1項の決定を行った年度と同一の年度内に完了せず、次条に定める実績の報告ができないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、補助事業者は、遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告及び請求）

第9条 補助事業者は、補助事業の完了後、その完了の日から40日を経過する日又は第7条第1項の決定の年度の別に定める日のいずれか早い日までに、小松市止水板等設置補助金実績報告書兼交付請求書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置完了写真
- (2) 支払額を証明する書類（領収書の写し等）

（補助金の交付）

第10条 市長は、実績報告書の提出を受けた場合において、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地確認により、当該実績報告書に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するとともに、当該確定を補助事業者へ通知し、及び補助金を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による交付決定に当たり、必要があると認めるとき

は、条件を付すことができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 補助事業を廃止したとき。
- (5) 補助事業の完了後速やかに居住の用に供しなかったと市長が認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(止水板の管理及び保管)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業によって取得した止水板を良好に維持管理し、及び適切に保管しなければならない。

2 補助事業によって取得した止水板を市長の承認を受けずに補助金の交付目的以外に使用し、又は担保に供し、譲渡し、交換し、若しくは貸し付けてはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第一中建物附属設備の部その他のものの項耐用年数の欄に定める耐用年数を経過した場合その他市長が特に必要と認める場合についてはこの限りではない。

3 第9条第2号の支払額を証明する書類（領収書等）の原本を事業の完了し

た日の属する会計年度の終了後， 5年間保存しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか，補助金の交付について必要な事項は，市長が定める。

附 則

この告示は，公表の日から施行する。